

ザスペッドインコーポレーション

HOUSE BILL OF LADING

裏面 約款

## 1 定義

『運送人』とは、本運送証券表面記載の会社若しくは本運送証券上にある会社をいう。

『荷主』とは、物品の荷送人、荷受人、所有者及び受取人並びに本運送証券の所持人を含む。

『物品』とは、荷主により出荷された貨物をいい、且つその貨物が荷主によって又は荷主の為に提供されたコンテナに詰められている場合にはそのコンテナも含む。

『コンテナ』とは、運送品をまとめる為に使用されるコンテナ、トレーラー、輸送用タンク、リフトバン、フラットトラック、パレット又はその他の類似の輸送用機具等をいう。

『運送』とは、運送品に関して運送人が引き受ける作業及び役務の全体をいう。

『複合輸送』とは、本運送証券に表記された運送地が港止めの輸送貨物では無いことを示すものとする。

『ヘーグ・ルール』とは、1924年8月25日にブリュッセルにて調印された運送証券に関連した国際統一規則の規定を意味する。

『ヘーグ・ヴィスビー・ルール』とは、1968年2月23日にブリュッセルにて調印された原案を修正したヘーグ・ルールを意味する。

『国際海上物品運送法』とは、1957年6月13日に発効し、1992年6月3日に改訂された日本の国際海上物品運送法を意味する。

『US COGSA』とは、1936年4月16日にアメリカ合衆国が認可した国際海上物品運送法を意味する。

『料金』とは運賃と全ての費用、料金負担が生じた場合の料金、且つ荷主により支払われるものとする。

『人』とは、個人、協力者、法人若しくは他の存在を意味する。

『詰め込む』とは、一杯になる、混載、梱包、積載、そしてしっかりと固定することを意味する。

## 2 運送人のタリフ

運送人が適用するタリフの条項は本約款に摂取されているものとみなす。適用するタリフの関係条項のコピーは申し込み次第運送人若しくはその代理店から、またそのタリフがファイルされている管理団体から入手することが出来る。本運送証券と適用するタリフとの不一致がある場合、本運送証券が優先するものとする。

## 3 保証

荷主は本約款の条件に合意するにあたり荷主若しくはその代理店が物品の所有権を有する／有する権限があり、若しくは代理権者が現在／将来その物品の権益を有することを保証するものとする。

## 4 譲渡性及び運送人の権利

1) 本件運送証券は、表面に“裏書不可”との記載がない限り、譲渡可能である。本件運送証券を受領することによって貨物の権利は引き渡されたこととみなされ、所持人は、運送証券の裏書きに

よって、運送証券記載の貨物の引き渡し又は権利移転をすることができる。

2) 本運送証券はその表面に表記がある限り運送人が表記記載の運送品を受け取ったことを証明する推定的証拠となる。但し、本運送証券が善意の第三者に譲渡又は移転されたときは、反証は認められないものとする。

#### 5 確定的権利と運送人や他の者に対する免除

1) 運送人は運送の全体若しくは一部の条件において下請け契約を結ぶ権限を有する。

2) 荷主は運送品の滅失又は損傷に関して運送人の使用人若しくは代理人又はこの約款によって証される運送の履行のために運送人がその役務を調達する全ての実運送人及びその使用人若しくは代理人を含むその他の者に対して訴訟が提起された場合にはこれらの使用人、代理人又はその他の者は運送人がこの約款の下で行使出来る抗弁及び責任制限を援用出来るものとしこの運送契約の締結にあたり運送人はそれらの規定に関しては自己の為のみならず使用人、代理人、その他の者の代理人及び受託者として契約を締結するものとする。前述したその他の者や本船は条項により利益を有する権利が認められており、その条項は明白に運送人の利益や運送人の契約に組み込まれている。その条項の範囲は運送人自体のみならず代理人や受託者、その他の者、本船やその使用人がこの契約の当事者であることを示すものとする。

3) 荷主は本運送証券下での運送人の責任の超過または物品の運送中に起きたクレームまた責任（それによって生じた費用）に対して無害である運送人を保護しなければならない。

4) 保護や責任の制限は、本運送証券に規定されており契約上にそっている、若しくは契約違反であるかどうかは運送人に対して確認することができるものとする。

#### 6 運送人の責任

##### 1) 至上約款

(A) 本件運送証券が海上物品を対象とする限り、本件運送証券は、国際海上物品運送法の条項に従って効力を有する。但し、1924年ブラッセルで署名された運送証券に関する規則の統一に関する条約（以下ヘーグルールズという）又はヘーグルールズを改正するため1968年2月23日ブラッセルで作成された議定書又は適用あるときは1968年2月23日議定書によって改正されたヘーグルールズを改正する1979年12月21日ブラッセルで作成された議定書に類似する法律が強制的に本件運送証券に適用される場合はこの限りでない。その場合には、本件運送証券は、その類似の法律（以下ヘーグルールズ立法という）に従って効力を有し、国際海上物品運送法又はヘーグルールズ立法が本証券に撰取されているものとみなされる。

(B) 国際海上物品運送法又はヘーグルールズ立法は、運送品が船積前及び荷揚後についても、船積港又は荷揚港にある臨海ターミナルにおいて、運送人、その使用人又は代理人又は実運送人の管理下にある全期間を通じて、適用される。

(C) 本件運送証券のいずれかの規定が、国際海上物品運送法又はヘーグルールズ立法又は本件運送証券で証明される契約に強制的に適用される法律、制定法あるいは規則に抵触又は違反すると判断される場合、当該規定は抵触又は違反する限度に於いて無効となり、その他の部分には及ばない。

##### 2) 運送人の責任

(A) 運送人は、下記の限度に於いて、運送人が運送品を受け取った時から引渡までの間に発生し

た物品の滅失または損傷に対して、責任を負う。

(B) 運送人は、紛失又は損傷が下記の事項により発生した場合、紛失又は損傷の責任を免れる。

- a) 荷主の故意又は過失
- b) 指図権者の指図に従ったこと
- c) 運送品の隠れたる瑕疵又は性質
- d) 梱包の不完全又はマークの不十分
- e) 物品を積み込むために使用されるコンテナで荷主が補給したものの欠陥。
- f) 荷主によるコンテナへの取り扱い、積み込み、積みつけ及びコンテナからの取り出し
- g) 戦争、戦争類似行為、暴動、騒乱及び理由の如何、全面的又は部分的を問わず、ストライキ、ロックアウトあるいは労働の停止又は制限
- h) 運送人が、避けられない原因又は事象及びそれによる運送人が注意を尽くしたとしても回避することができない結果

(C) 滅失損傷が発生した運送区間が判明している場合、本約款の別段の規定にもかかわらず、運送人の責任は強制的に適用される国際条約又は国内法がある場合それらの条約又は国内法の規定によって定められる。但し、いかなる場合にも運送人の責任は下記約款6条(3)に定める制限額を超えないものとする。

D) 滅失又は損傷が内陸運送中実運送人の管理下で発生したことが証明できるときは、運送人の責任及びその責任制限は、実運送人の運送契約又はタリフに従って決定される。但し、いかなる場合にも運送人の責任は下記約款6条(3)に定める制限額を超えないものとする。

E) 滅失又は損傷が発生した場所が立証できない時は、滅失又は損傷は海上運送区間で発生したものとみなされ、運送人は本約款6条(1)及び(3)に定める国際海上物品運送法又はヘーグルールズ立法が規定する範囲内で責任を負う。

### 3) 責任制限

(A) 物品の滅失又は損傷に関する賠償に関して運送人が有責の場合、賠償額は荷主に貨物が引き渡された地及び時あるいは引き渡されるべき地及び時の運送品の価格により計算される。運送品の滅失又は損傷に関する運送人の責任の範囲を決定するにあたり、運送品の正品価格は荷主の運送品送り状価格に支払い済みの運賃及び保険料を加えたものとする。

B) 運送人は、いかなる場合にも、運送品に発生した滅失又は損傷に対し、1包又は1単位あたり666.67計算単位あるいは滅失又は損傷した運送品の総重量の1キログラムあたり2計算単位に相当する金額のいずれか高い額を超えて責任を負わない。

C) 運送人の同意を得て、運送に先立ち、本約款記載の限度額を超える運送品価格を荷送人が明告し、その価格が本証券表面に記載されかつ追加運賃が支払われた場合に限り、限度額を超える賠償請求が可能となる。その場合、明告された価格が限度額となり、一部分の滅失又は損傷の場合は、その明告額に基づいて滅失損傷の割合に比例して精算される。

D) 上記B)項規定の計算単位とは、国際通貨基金が定義する特別引出権を意味する。上記B)項規定の金額は事件を扱う裁判所の方によって決定される日の貨幣価値を基準として国内通貨に換算される。

E) 運送品がコンテナに荷主によってあるいは荷主の為に積み込まれ、コンテナ内に積み込まれ

た包又は単位の数量が本証券表面に記載がないときは、内容品を含む各コンテナが、運送人の責任制限の適用するについての1包とみなされる。

F) 運送人は運送人品が荷揚げ港又は引渡地に、特定の市場又は目的の為、特定の時期又は時間内に到達することを保証するものではない。運送人は、遅延又はその他の事由に基づくいかなる直接、間接又は派生的損害又は損失に対し責任を負わない。上記記載にかかわらず、運送人が遅延に対して責任を負わなければならないとされた場合には、その責任は運送人の関係する期間に適用される運賃額を限度とする。

#### 4) 一般規定

(A) 表面の錆び、酸化若しくは湿気が原因によるものは損傷と見なすことなく、受け取った際明白に良い状態で受け取ったことが認識されているもの、存在していなかった錆び、酸化状態を表記されていなかったものはその物品の生得のものとして見なすことを同意するものとする。

(B) 運送人は、運送品の滅失もしくは損傷及びその概況が本運送証券の下でその引き渡しを受け権利を有する者の管理下へ移される前又はその際に、滅失または損傷が外部から認められないものや明らかでないものである場合には、その移転の時から連続3日以内に、引き渡し地において運送人に対し、書面での通知が必要となり、それがない限り、推定的証拠とはなり得ないのであり、これを運送人は第1条件として考慮すべきものとする。

(C) 運送人は運送品の引き渡し後又は引き渡すべきであった日から九ヶ月以内に運送人により受け取られた通知書若しくは法廷において訴訟が提起されていないときはこの約款下での一切の責任を免れる。当該期間が国際条約又は強行的に適用される国内法に抵触するときはその場合に限り当該国際条約又は国内法の規定する期間が適用されるものとする。

#### 7 荷主の責任

1) この表面上の物品の表記若しくは詳細は荷主により与えられたものであり荷主は運送人に対し表記若しくは詳細に限らず、重量、内容、容積、容量、質、状況、マーク、数、価値は正しい事を保証するものとする。

2) 荷主は税関、港湾その他公的機関の全ての規則又は命令を遵守するものとし、且つ規則及び命令を遵守することを怠り、運送品に係わる違法、不正確又は不十分な記号、番号若しくは宛先の記載により発生し又は被る全ての関税、税金、罰金、賦課金、費用又は損害額（追加運送の運賃を含む）を負担するものとする。

3) 荷主は運送の危険に十分耐えうる包装を保証するものとし、その状態に関し適用される法律、規則、要求に同意するものとする。

4) 危険品、発火性物品若しくは所有物、人体に害を与えうる物品に関して外装にその商品の性質、特性を表示するマークを明確に記載し、適用できる法律、規則、要求に応じることを運送人に対して同意するものとする。同意書類、マークを運送人に提出せず運送人に配送された場合、若しくは運送人の見解において記載が危険品、発火性物品、自然状態において他に損傷を与えうる可能性がある場合、荷主に対して補償をすること無く運送人が料金を請求する権利を有するものとする。

5) 荷主は上5(2)で言及された運送人若しくは使用人、本船（荷主以外）の所有物（コンテナを含む）における荷主若しくはその荷主の代理を努める者により生じた運送前／中／後の滅失、

損傷、汚染、汚れ、延引若しくは超過停留に責任を有するものとする。

6) 荷主は本文7 の契約不履行又は運送人に責任の無い物品に関連した原因から生じた滅失、損傷、クレーム、責任、費用から運送人を守り保証するものとする。

#### 8. コンテナ

1) 物品はコンテナ上／内に運送人により詰め込まれ他の物品と一緒に詰められる。

2) 本運送証券の条項は荷主にコンテナを供給の際又は供給前、運送人により物品が受け取られた後若しくは荷主に引き渡された後から発生するものに関連した運送人の責任を管理するものとする。

3) コンテナが荷主により詰められた場合

(A) 運送人は物品の滅失又は損傷に何ら責任を負わないものとする。

i) コンテナに詰められる方法によって生じたもの

i i) コンテナ輸送においてその物品が不相当であったもの

i i i) 運送人により供給されたコンテナが不相当若しくは不完全であったもの

本文 i i i) は (a) 運送人の部分に精励が欠乏している以外若しくは (b) コンテナが詰められた際荷主により前もって適切な調査が明白であった場合に発生する不相当、不完全な状態であった場合のみ適応されるものとする。

i v) 運送人がコンテナを封印することに同意している際を除き運送の開始時に封印されていない場合

(B) 荷主は上 (A) i i i) (a) を除く (A) によりカバーされた事項の一項目若しくはそれ以上から発生した滅失、損傷、クレーム、責任や費用について運送人に保障するものとする。

4) 運送人はコンテナを供給するよう指示されている場合、それとは反対に要求されていない場合、運送人は特定の型、数のコンテナを供給する義務を負わないものとする。

#### 9 温度調節を要する運送品

1) 荷主はその種類及び維持されなければならない特定温度範囲を事前に書面により通知（もし本運送証券が荷主若しくはその代理人にて作成された場合、本運送証券上に記載）することなく温度調整を要する運送品を運送の為に申し込まないことを保証し、荷主は自己又は代理人により詰められた温度調節コンテナの場合には運送人が運送品を受け取る前に運送品がコンテナに正しく詰められ且つその温度自動調節装置が荷主により適正にセットされていることを保証する。もし前述の条件が満たされていないときは運送人は運送品の滅失又は損傷について一切責任を負わないものとする。

2) 運送人は運送の開始前又は開始時に効率の良い状態に温度調整コンテナを維持するために十分な注意を払っていた場合にはコンテナの温度調節機械、装置、断熱剤の隠された瑕疵、故障、不調、停止又は機能低下により生ずる運送品の滅失又は損傷については一切責任を負わないものとする。

#### 10 運送品の検査

運送人又は運送人により権限を与えられた者は何ら義務を負うこと無くいつでもコンテナ若しくは梱包を開きその中身を調査する権利を有するものとする。

## 11 運送遂行に影響を与える事項

1) 運送する際、何らかの妨害、危険、遅延、紛争や（物品の状況を含む）不利な条件があり運送が開始されている、されていないに関わらず、いつ、どのような場合であっても、運送人は（A）荷主に通知せずに物品の運送を中止した運送人が安全且つ利便性が高いと見なした場所に荷主の処理として物品を適切且つ可能な場所に委ねる権利を有し、その時点で運送人の物品に対する責任は消滅することとする。

（B）上記（A）に基づいた運送の放棄後、運送人の権利を侵害することなく運送を続行する権利を有するものとする。

2) 物品に対する運送人の責任は政府、権力組織若しくは政府権力の代表として行動することを目的として活動する者の勧告やその他のものに従い、物品の処分若しくは引き渡しを中止する権利を有するものとする。

## 12 輸送方法及び経路

1) 運送人はいかなる時も荷主への通知無しに、輸送方法や保管、本証券上に記載されている若しくはされていない本船に積み込み又は輸送し物品を一つの輸送からいくつかの輸送形態による本証券上の本船以外の本船による輸送や積み替えを含む輸送に移す事が出来；コンテナ上／内に積み込まれた物品をどの場所でも梱包を開梱する事が出来、；また移動し通常と同じく輸送することが出来、；適当な速度且つ運送人の裁量による航路（直近か否か、直接か否か、慣習的か否か、通常の航路か否か等）、そして何らかの命令によるいかなる場所での輸送若しくは停留、また本運送証券上に表記された積み地港、荷揚げ港であるなしに関わらずいかなる場所でも運送から物品を積み下ろしする事が出来、；若しくは操縦士がいる又はいない場合、牽引するかしないか、乾ドックに入る許可の指導、また家畜、全ての種類の物品、危険物、密売品、爆発性物品、軍需品、戦争備品、船舶に軍備をしている若しくはしていないものに関して政府若しくは権力組織から、また権限を与えられた運送人により雇用された運送保険会社からの命令、推薦に応じるものとする。

2) 上(1)に述べられたものに対する規則の無視は物品の運送に関係あるないに関わらず、何らかの目的で運送人により援用されるものとする。上(1)に従いなされた、またそれにより生じた遅延は契約運送内と見なし、状態、程度から逸脱しないものとする。

## 13 甲板積貨物（並びに家畜）

1) 物品の詳細がコンテナに詰め込まれている、いないに関わらず、荷主に対し通知無しでデッキ上若しくはデッキ下に積み込まれ、その積み込みは状態や程度を逸脱しないものとする。下(2)に関し、デッキ上若しくはデッキ下に積み込まれた物品は共同海損に関連し（家畜以外の）物品は本運送証券に強制的に適用されるヘーグルール若しくはヘーグヴィスビーールールのような法律規定の物品定義内であるとみなす。

2) デッキ上で運送されるべきものとして本運送証券上に記載されている（オープンフラットやパレット以外のコンテナ内／上に積み込まれた物品以外）そして（家畜、デッキ上で運送されるかされない）物品は耐波性が無いものや怠慢若しくはその他の原因によって生じた海若しくは運河による運送中に発生した滅失若しくは損傷は運送人の責任範囲ではないものとする。荷主は家畜の運送に関連する原因で生じた超過費用から運送人を守り保証するものとする。

#### 14 運送品の引渡し

運送人が荷主に対して運送品の受け取りを要求出来るとき及び場所において荷主が運送品又はその一部を受け取らない場合には運送人は通知すること無く運送品がコンテナに詰められているときはこれを取りだし及び／又は運送品を陸上であると船上であるとあるいは屋外であると屋内であるとを問わず荷主の責任において保管することが出来る。かかる費用は本運送証券に基づく正当な引き渡しを構成し且つこれにより運送品又は保管された運送品に対する運送人の責任は終了するものとする。

#### 15 双方過失衝突約款

物品を輸送している本船が他の本船若しくは他の物体（輸送船でない船若しくは物体）と衝突し、結果として輸送船でない本船、物体、その所有者、用船契約者若しくは輸送船でない船、物体の責任者の怠慢であったとき、荷主は輸送で無い船、物体、その所有者、用船契約者若しくは運送人、本船、その所有者に対する償い、補償、改修に責任がある者による荷主へ支払われた若しくは支払われるべき滅失、損傷、クレームに関連する責任や（それにより発生した費用）本船、人物による全てのクレームに対して運送人を守り、保障するものとする。

#### 16 共同海損

1) 共同海損は、実運送船舶又はその船主が指定する港又は場所に於いて、1994年に改正された1974年ヨークアントワーブルールズ又はその改正されたもの及び運送品のために発行された運送証券に規定される精算港又は場所の規則、法令及び慣例に従って、精算され、精算書が作成され、決済される。運送人又は船主が運送品の共同海損精算金見積額及び救助費及びそれに対する特別費用に充当するに十分であると考える保証金を、運送品引渡前に、荷主は、運送人及び船主にたいし、その要求により差し入れるものとする。

2) もし、運送人が共同海損清算人の保証を取り付けることなく運送品を引き渡した場合、荷主は、運送品の引渡を受けることにより、分担金の支払い及び運送人が要求する精算金見積額の保証金又はその他の保証を提供する責任を負うものとする。

#### 17 料金

1) 料金とは、運送人により物品が受け取られた上において生ずるものと見なし、どのような場合でも返還しないものとする。

2) 料金は荷主若しくは荷主の代理人により表わされた詳細を基礎として計算される。運送人は物品のコマーシャルインボイス若しくはその正しいコピーを作成する権利を有しそして物品の重量、容量、価値を再度検査し、詳細が荷主と運送人のものに相違があった場合、荷主は（請求された正しい料金を）運送人に支払いその費用は正しい詳細を調べた運送人により受けるものとする。

3) 全ての料金は分割、カウンタークレーム、控除、履行延期が発生すること無く支払われるものとする。

#### 18 リエン

運送人は荷主から運送人に対していつでも何人に支払われるべきものであっても運送人に支払われるべき金額、共同海損分担金及びその回収費用のため運送品及び運送品に関する書類に対しリエンを有し且つこのために荷主に通知すること無く、運送品及び書類を荷主の費用及び荷主に



対して何ら責任を負うこと無く、公の競売若くは公的取引により売却する権利を有する。運送品売却の結果、売却代金が未払金の合計額に満たないときは運送人はその不足額を荷主から回収する権利を有する。

#### 19 契約の変更

運送人の使用人若しくは代理人は本運送証券の条項を放棄し又は変更する権限を有しない。但しその放棄又は変更が書面によるものであり且つ運送人の実質の権限をもつ運送人の取締役又は役員により書面を以て明確に委任又は承認されたものであるときはこの限りでは無い。

#### 20 準拠法及び裁判管轄

本件運送証券により証明されあるいは含まれる契約は、本証券に別段の記載がない限り、日本法に準拠するものとし、本証券に基づく運送人に対する一切の訴訟は日本国の東京地方裁判所に提起されるものとする。

#### 21. 合衆国地域約款

1) 本件運送証券による運送が、アメリカ合衆国の港又は場所へ、それらの場所を経由し、またはそれらの場所からの運送を含む場合、本件運送証券は、合衆国海上物品運送法に従い、その条項が本証券に取り込まれているものとみなし、かつ海上及び国内水上運送を通じ、船舶に船積前あるいは荷揚後アメリカ合衆国内の臨海ターミナルにおいて運送人又は実運送人の管理下にある全期間について至上約款となる。

2) 合衆国海上物品運送法が適用される場合、運送人の責任は1包又は通常運賃単位あたり500米ドルに制限される。但し、運送品の性質及び価格が証券上に明告されているときはこの限りではなく、その場合は、約款6条(3)項が適用される。

3) 運送人は、運送品がアメリカ合衆国内の臨海ターミナルを離れ、運送人の管理下に無いときは、運送品の滅失、損傷又は遅延に対していかなる責任も負わない。運送人の責任は、代理人として国内運送人の運送を手配することであり、国内運送は、国内運送人の運送契約及びタリフ及び強制的に適用される法律が適用される。運送人は、その契約およびタリフに従って内国運送人が運送を履行することを保証する。もしなんらかの理由により、運送人がその期間代理人として行為する権利を否認した場合は、運送品の滅失、損傷遅延に対する運送人の責任は、約款21条2項及び6条3項に従って決定される。

本約款は、英文の和訳であり、内容に相違ないことを証明する。

ザスペッドインコーポレーション有限公司

代表取締役

高田 博一